

「地域を支える建設業」 検討会議

第 50 回全体会議

長野県提出資料

県資料 1	令和 5 年度 11 月補正予算について	… 1
県資料 2	建設工事の入札参加資格の見直しについて	… 5
県資料 3	総合評価落札方式の見直しについて	… 11
県資料 4	長野県優良技術者表彰制度の見直しについて	… 15
県資料 5	工事書類の更なる簡素化について	… 17
県資料 6	ICT 活用工事の実施方針について	… 19
県資料 7	BIM/CIM 等の取組について	… 23



令和5年度 11月補正予算(第4号)案について

建設政策課

補正内容

○ 人事委員会勧告に基づく給与改定 8,592万2千円

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、給与等の改定を実施

○ 県民生活の安全・安心の確保のための社会資本整備の前倒し（債務負担行為14億6,000万円）

安全で円滑な交通の確保や観光地等へのアクセス向上のほか、春夏の観光シーズンに向けて事業効果の早期発現を図るため、道路の舗装補修や区画線補修などを前倒して発注

○ 県営都市公園の指定管理委託料（債務負担行為 8億4,682万2千円）

松本平広域公園及び飯田運動公園の管理費用について、債務負担行為を設定

補正予算案

1 歳入歳出予算

会 計 名	補正前 (A)	11月補正予算案 (第4号) (B)	補正後 (A)+(B)
一 般 会 計	1,257 億 5,258 万 5 千円	8,592 万 2 千円	1,258 億 3,850 万 7 千円

【性質別内訳】

区 分	補正前 (A)	11月補正予算案 (第4号) (B)	補正後 (A)+(B)
そ の 他 行 政 費	87 億 3,688 万 5 千円	8,592 万 2 千円	88 億 2,280 万 7 千円

2 債務負担行為

区 分	補正前 (A)	11月補正予算案 (第4号) (B)	補正後 (A)+(B)
公 共 事 業 費	901 億 5,724 万 8 千円	14 億 6,000 万 円	916 億 1,724 万 8 千円
そ の 他 行 政 費	17 億 3,167 万 1 千円	8 億 4,682 万 2 千円	25 億 7,849 万 3 千円
合 計		23 億 682 万 2 千円	

令和5年度 11月補正予算(第5号)案 について

建設政策課

補正内容

国の補正予算を最大限活用して、「ゆたかな社会」の実現を加速するための長野県総合経済対策」を速やかに実行する

○ 防災・減災対策 360億 4,714万 3千円（債務負担行為 11億円）

激甚化・頻発化する災害に備え、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく、流域治水対策、道路ネットワークの強化、道路・河川等の老朽化対策や防災公園の機能確保等を実施

○ 通学路等の交通安全対策 10億 5,064万 9千円

登下校中の児童生徒を交通事故から守るため、歩道整備等を実施

○ 生産性向上に資する道路ネットワークの整備等 11億 8,711万 2千円

迅速かつ円滑な物流・人流を確保するため、リニア中央新幹線開業を見据えたアクセス道路等を整備

○ 直轄事業負担金 46億 2,462万 2千円

国が補正予算により実施する直轄事業(道路・河川・砂防・災害関連等)に係る負担金を追加

補正予算案

1 歳入歳出予算

会計名	補正前 (A)	11月補正予算案 (第5号) (B)	補正後 (A)+(B)
一般会計	1,258億 3,850万 7千円	429億 952万 6千円	1,687億 4,803万 3千円

【性質別内訳】

区分	補正前 (A)	11月補正予算案 (第5号) (B)	補正後 (A)+(B)
補助公共事業費	656億 1,616万 6千円	382億 8,490万 4千円	1,039億 107万 円
直轄事業負担金	157億 2,325万 4千円	46億 2,462万 2千円	203億 4,787万 6千円

2 債務負担行為

区分	補正前 (A)	11月補正予算案 (第5号) (B)	補正後 (A)+(B)
公共事業費	916億 1,724万 8千円	11億 円	927億 1,724万 8千円

3 前年度予算比較 (国補正対応分)

区分	R4. 11月補正予算額 (A)	R5. 11月補正予算案 (第5号) (B)	差引増減 (B)-(A)	前年度比 (B/A) %
補助公共事業費	345億 1,953万 7千円	382億 8,490万 4千円	37億 6,536万 7千円	110.9
直轄事業負担金	56億 6,893万 3千円	46億 2,462万 2千円	△ 10億 4,431万 1千円	81.6
合計	401億 8,847万 円	429億 952万 6千円	27億 2,105万 6千円	106.8

令和 5 年（2023 年）12 月 15 日

建設部 各課（室・局）長 様
建設部 現地機関の長 様

建設部長

令和 5 年度 11 月補正予算の執行について（通知）

令和 5 年度 11 月補正予算は、「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する」などを柱とした「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく国の補正予算に対応するものであり、その効率的、効果的な活用のためには、円滑かつ迅速な執行が重要です。また、人材・資機材の効率的な活用や処遇改善のため、施工時期等の平準化を引き続き推進する必要があります。

それらを踏まえ、11 月補正予算に係る建設部の執行方針を下記のとおり定めましたので、計画的かつ着実な執行に努めてください。

記

1 執行方針

特別な事情があるものを除き、原則として、令和 6 年 3 月末までに全ての箇所を公告することを目標とする。

2 平準化の取組方針

債務負担行為や早期契約制度又はフレックス工期契約制度の活用等により、施工時期等の平準化に努める。

3 施工確保の取組

円滑な事業執行のため、発注業務にあたっては、別紙「令和 5 年度 11 月補正予算の主な施工確保の取組」に留意のこと。

（問合せ先）
建設政策課 技術管理室
企画班 北村、三宅
電話：026-235-7294（直通）8-231-3328
入札・契約班 大田、後藤
電話：026-235-7313（直通）8-231-3348
ファクシミリ：026-235-7482
e-mail：gijukan@pref.nagano.lg.jp

令和5年11月補正予算の主な施工確保の取組

1 適正な予定価格の設定

- 資材価格の上昇が継続しているため、資材単価の迅速な改定と最新単価を用いた発注
- 標準歩掛や材料単価と実勢価格の乖離があり、不調・不落が発生、もしくは見込まれる場合は、見積を徴取し予定価格を設定

2 適切な発注規模の設定と地域の建設業者の受注機会確保

- 工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、地域の実情等に応じた適切な規模での発注
- 不調・不落抑制に向け、状況に応じて、交通や生活圏を考慮しつつ応札が見込める範囲への地域要件を拡大するなど、要件設定を緩和
- 発注規模の大型化や入札参加者数の確保を図るため、上位等級工事への参入を拡大した特例発注標準を引き続き適用^{※1}
- 地元建設企業の受注機会を確保するため、総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）の適用価格帯を拡大（土木一式工事：5千万円→8千万円）^{※1}

3 施工時期等の平準化・適切な工期設定

- 柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などが確保できるよう、**施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）を原則適用**
- **工事開始日選択可能期間を引き続き拡大**（30%又は60日以内→120日以内）^{※2}
- 渇水期における河川内工事等の**工事開始時期が特定される建設工事の発注に当たっては、早期契約制度を活用し、早期の執行体制を構築**
- 休日等の不稼働日や準備期間等を考慮した上で、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期の設定
- 平準化を目的とした債務負担行為の活用

4 技術者等の確保

- 技術者を効率的に配置できるようにするため**主任技術者の兼務の取扱いを緩和**（2件まで→災害復旧工事を含む場合は3件まで）^{※2}
- **現場代理人の兼任についても取扱いを緩和**（2件→5件まで、請負金額の制限4,000万円未満→設けない）^{※2}

5 発注見通しの速やかな公表

- 円滑な事業執行の観点も踏まえ、発注見通しを補正予算成立後速やかに公表

6 ICTを全面的に活用した工事等の推進

- 建設現場における生産性を向上し、建設現場におけるプロセス全体を最適化するため、実施方針に基づき、3次元モデルやICTを全面的に活用した工事等を積極的に実施

※1：令和7年3月までの適用

※2：令和6年3月までの適用

建設工事の入札参加資格の見直し

建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について

1 建設工事入札参加資格について

(1) 資格申請要件

- ア 建設業許可
- イ 経営事項審査の受審
- ウ 2年間の完成工事高
- エ 県税等に未納がないこと
- オ 暴力団員等でないこと
- カ 社会保険の加入

(2) 資格総合点数

申請業種ごとに経営事項審査の総合評定値と長野県内本店企業に限り「信州企業評価項目（旧：新客観点数）」について加点した資格総合点数を算出し、受注可能な請負工事設計金額を区分する「格付け」を実施。

【資格総合点数(A+B)】	
【A:信州企業評価項目】 基準:長野県独自 対象:長野県内業者(希望者)	県内に本店を有する業者を対象に、工事成績、雇用環境の整備、地域貢献などの実績等に対し加点するもの(上限:B(総合評定値)の25%(現行))
【B:経営事項審査の総合評定値】 基準:全国一律 対象:公共工事受注者(義務)	建設業法に基づき、国土交通大臣または都道府県知事が建設業者の経営規模、施工能力、財務内容、社会性などの事項を審査するもの

例：R4・5・6の土木一式

	1,500万円以上	800～8,000万円未満	3,000万円未満	1,500万円未満	800万円未満
点数	1007以上	1006～842	841～759	758～675	674以下
区分	A	B	C	D	E

2 信州企業評価項目の考え方

契約に関する条例を踏まえ、以下の点に配慮して設定

- (1) 県の施策と合致するもの
- (2) 経営事項審査と重複しないもの
- (3) 該当者が極端に多く(又は少なく)ないもの
- (4) 申請者が客観的かつ簡易な書類で証明し得るもの
- (5) 一過性でない(継続的な)もの

3 建設工事入札参加資格の審査項目の見直し

(1) 加点名称の変更

変更内容	理由
「新客観点数」から「信州企業評価項目」に変更	入札参加申請システムの構築により、建設・森林・物品等業務に関する申請窓口を一本化する（R6）にあたり、申請者の混乱を防ぐため、加点名称を統一する。

(2) 項目削除（5項目）

内容	理由
「県新技術・新工法活用支援事業の登録」及び「NETIS 評価情報登録」	新技術の活用が業界に浸透したことを受け、県の新技術・新工法活用支援事業が平成 29 年度に終了している。技術登録から技術活用へと移っている時流を踏まえ、項目から削除する。
建設キャリアアップシステム (CCUS) 導入	建設業法施行規則等の一部改正に伴い、R5.1.から経営事項審査の加点対象となったため。
次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定	建設業法施行規則等の一部改正に伴い、次世代育成法に基づく認定制度が R5.1.から経営事項審査の加点対象となったため。
合併	国の「建設産業構造改善推進プログラム」による倒産等の技術力減退を防ぐ目的は果たしたと考えられるため。
エコアクション 21	建設業法施行規則等の一部改正に伴い、R5.1.から経営事項審査の加点対象となったため。

(3) 新規項目及び変更項目（4項目）

区分	変更内容	理由
新規 (ICT)	国及び県発注の「ICT 活用工事実績」への加点 【1 件 5 点、最大 15 点】	建設工事における ICT 活用のすそ野を広げ、県内の建設 DX を推進するため。
変更 (ワーク・ライフ・バランス)	「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」への加点拡充 【7 点→最大 15 点】	認証制度拡充 (R3.10) へ対応するため。
変更 (週休二日)	「4 週 5 休」及び「4 週 6 休」を加点から除外、「4 週 8 休」の加点を拡大 【10 点→15 点】	若年入職者の増加に向けた環境整備を促進するため。
新規 (環境配慮)	「事業活動温暖化対策計画書」の提出への加点 【10 点】	「長野県脱炭素社会づくり条例 (R2.10 施行)」が目指す「2050 年度までのゼロカーボン達成」に向けた県の取組を推進するため。

建設工事の入札参加資格の見直し案の修正

1 趣旨

令和5年度第2回契約審議会での委員からのご意見（中小企業にとっては環境配慮項目の取組難易度が高いこと、県として環境配慮に力を入れる中で、配点が変わらないままでよいのかということ）を踏まえ、環境配慮項目の配点等について修正したい。

2 現状

入札参加資格申請で環境配慮項目を申請している事業者は8%に留まっている。

建設工事入札参加資格者の環境配慮項目申請状況(県内本店事業者)

建設業許可業者 7,516 者	
県入札参加資格取得者 2,340 者	
環境配慮項目申請者 184 者(重複除く) ※8%	
エコアクション 21 申請者 112 者	地域版環境プログラム申請者 74 者

長野県建設部建設政策課調べ

3 修正内容

時点	環境配慮への加点内容	県の加点 (最大)	(参考) 経審の加点	計 (最大)
現行 (R4.5.6年度)	・基準日において、エコアクション 21 又は地域版環境プログラム 南信州いいむす 21 等の認証登録 (10 点) ※経審で ISO14001 が「有」とされている場合は対象外	10 点	—	10 点
前回 (9月審議会時)	・基準日において、次のいずれかに該当する場合 10 点 (事業活動温暖化対策計画書の策定 (義務者を除く)、地域版環境プログラムの認証登録) ・ただし、経審で ISO14001・エコアクション 21 が「有」の場合は対象外	10 点	—	10 点
今回 (修正案)	・基準日において、事業活動温暖化対策計画書を策定している場合 10 点 (義務者を除く) ・基準日において、ISO14001、エコアクション 21 又は地域版環境プログラム(南信州いいむす 21 など)の認証登録を受けている場合 7 点	10 点 <hr/> 7 点	— <hr/> ISO: 5 点 EA21: 3 点	22 点

注1:「経審」=建設業法に基づく「経営事項審査」

注2: EA21 は令和5年1月から経審の審査項目

4 効果

- ・既に環境配慮の取組を行っている事業者には、新たに事業活動温暖化対策計画書の策定に対するインセンティブが働き環境配慮への取組が促進される。
- ・今後、環境配慮の取組を目指す事業者には、公的な環境認証の取得、事業活動温暖化対策計画書の策定それぞれに対してインセンティブが働き環境配慮への取組が促進される。

建設工事の入札参加資格審査項目の見直し（案）

令和7・8・9年度

最大加点：【土・と・舗】356点、【他】203点

技術力	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5
	優良工事等表彰	基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点
	民間資格	基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点
	新規	ICT

雇用環境	変更	休業制度・実績	基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）
		ワーク・ライフ・バランス	基準日において、「社員の子育て応援宣言」登録企業となっている場合3点、また「職場いきいきアドバンスカンパニー」 <u>認証毎に5点加点（A ワークライフバランスコース、B ダイバーシティコース、C ネクストジェネレーションコース）</u> （最大15点）
		労働安全衛生	基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS）） 基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点
		若年者雇用	基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。
		女性活躍	基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点
		障がい者雇用	・基準日直前の6月1日において、法定雇用率達成者10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点
		雇用維持・安定雇用	基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）
	変更	週休二日等休日制度	基準日において、「週休二日」等の休日に関する制度が就業規則に規定されている場合に加点 <u>（4週8休：15点）</u>

社会的責任・貢献	変更	環境配慮	・基準日において、 <u>事業活動温暖化対策計画書を策定している場合10点</u> （義務者を除く） ・基準日において、 <u>ISO14001</u> 、エコアクション21又は地域版環境プログラム（南信州いいむす21等）の認証登録を受けている場合 <u>7点</u> <u>【上記2項目で最大17点】</u>
		産業廃棄物	基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合10点
		SDGs	<u>基準日</u> において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点
		防災	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点
		協力雇用主	基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点
		指名停止	基準日直前2年間における指名停止月数 × (-10)点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。

※大項目グループと項目名は再編成しています。

建設工事の入札参加資格審査項目（参考）

令和4・5・6年度

最大加点：【土・と・舗】405点、【他】253点

工事成績	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5	
	優良工事表彰	基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点	
技術力	民間資格	基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点	
	新技術登録	基準日において、県新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又はNETIS評価情報登録が確認できる者に加点（1技術につき5点、NETIS申請情報登録は同3点）	削除
	指名停止	基準日直前2年間における指名停止月数 × (-10)点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。	
経営意欲	労働環境	基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）	
		基準日において、「社員の子育て応援宣言！」登録企業となっている場合3点、「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業の場合は更に7点を加点	
		基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS））	
		基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点	
		基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。	
		基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点	
		基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）	
		基準日において、建設キャリアアップシステム（CCUS）を導入している場合（事業者登録：10点、登録技能労働者割合により加点：最大5点）	削除
	基準日において、従業員100人以下の企業が次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している場合10点	削除	
	基準日において、「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている場合、区分に応じて加点（4週5休：3点、4週6休：5点、4週8休：10点）		
	合併	基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合50点（営業譲渡は除く）	削除
環境配慮	基準日において、エコアクション21又は地域版環境プログラム南信州いいむす21等の認証登録（10点）※経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外		
	基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者の場合10点		
SDGs	申請日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点		
地域貢献	地域貢献	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点	
	労働福祉	基準日直前の6月1日において、障害者法定雇用率を達成している場合10点、基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点	

総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直しについて

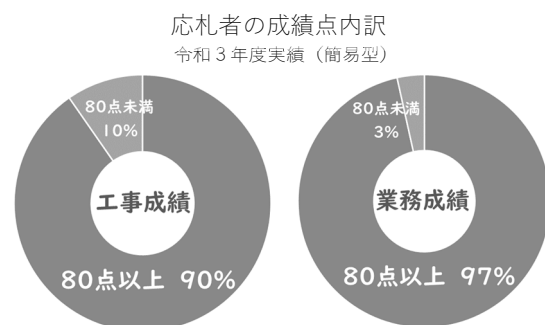
【取組番号 29】

総合評価落札方式においては、工事及び業務の品質確保を目的に、応札者の技術力を総合的に評価するため、過去の工事（業務）成績評定点を評価しているところです。

近年、企業の努力により成績評定点が上昇傾向にあり、品質の確保については一定の効果がみられる一方で、成績上位者である「成績評定点が 80 点以上の者」は「80 点を上限」として一律評価していることから、評価に差が付きにくく、競争性に課題が生じているため、見直します。

1 現状と課題

- 県発注工事（業務）の過去 2 年間の成績評定点を単純平均して評価
(過去 2 年間の件数が 5 件未満の場合は過去 4 年)
 - 「成績評定点が 80 点以上の者」は「80 点を上限」として一律評価
- ↓
- 応札者の 9 割以上が上限の 80 点以上
 - 評価に差が付きにくく、競争性に課題



2 見直し内容（案）

- 上限値を引き上げる。

評価項目	(現行)		(見直し後)
	上限		上限
工事成績	80点	➡	86点
業務成績	80点		84点

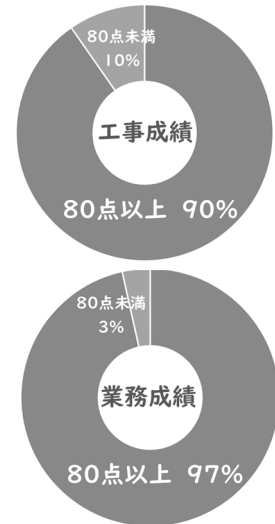
3 実施（予定）時期

- 令和 6 年 4 月頃（令和 5 年度契約審議会後の予定）

総合評価落札方式における工事成績点の評価について（企業）

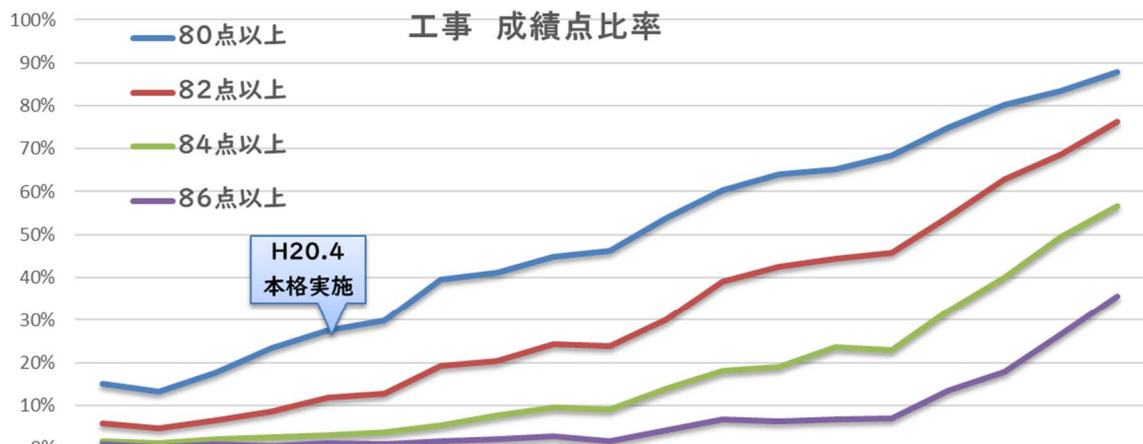
- 経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約をするため総合評価落札方式を適用している。価格以外の要素の一つとして、工事・業務成績点の優れた者を評価している。
- 制度開始時は、企業全体の3割程度の評価点が満点となるよう工事・業務成績点の上限（以下上限値という）を設定した。この時は、80点以上の者が3割程度あったため、上限値を80点として設定し、現在まで運用している。
- しかし近年は成績点の平均値も上がり、応札者の9割以上が上限値の80点を超え、評定点に差が付きにくい状況。

応札者の成績点内訳



令和3年度実績（簡易型）

[データ範囲 H16年度：1～3月、R4年度：4～12月]



	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
80点以上	15%	13%	18%	23%	28%	30%	39%	41%	45%	46%	54%	60%	64%	65%	69%	75%	80%	83%	88%
82点以上	6%	5%	6%	9%	12%	13%	19%	20%	24%	24%	30%	39%	43%	44%	46%	54%	63%	69%	76%
84点以上	2%	1%	2%	3%	3%	4%	5%	8%	9%	9%	14%	18%	19%	24%	23%	32%	40%	50%	57%
86点以上	1%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	3%	2%	4%	7%	6%	7%	7%	13%	18%	27%	36%

制度開始時は、80点以上の者が工事で約2割、業務で約3割を占める

※成績点比率の算定：年度内に竣工・完了した工事・業務を対象。（総合評価落札方式への応札有無は問わない。）

※制度開始時(H20)は過去3年間の成績点平均値で評定（現在は2年もしくは4年）



建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置）（追加）

【取組番号 75-1】

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、誰もが活躍できる建設業を目指し、従事人口の割合が低い若手・女性技術者の実績を積む機会の確保に向け、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）の見直し（若手・女性技術者の配置）について、対象を工事成績等簡易Ⅱ型・地域貢献等簡易型に追加します。

1 見直し内容（案）

【見直し（追加）】

- 1) 主任技術者への配置の加点対象について、「工事成績等簡易型」と同様に、若手技術者（40歳未満）に加え、女性技術者ならびに若手技術者（35歳未満）の現場代理人への配置を評価する。あわせて、工事成績等簡易Ⅱ型については、多様な働き方を選択できるように、品質確保のため実施している専任配置に加え、有資格者の配置も評価する。

2)

工事成績等簡易Ⅱ型（舗装工事）

評価項目 (現行)	評価項目 (見直し後)	評価点 (最大2.0点 変更あり)
主任技術者の専任配置	主任技術者の専任配置 <u>又は</u> 1,2級舗装施工管理技士の配置	2.0
若手技術者（40歳未満）の 主任技術者への配置	若手技術者（40歳未満）・ 女性技術者の主任技術者への配置	2.0
	若手技術者（35歳未満）・ 女性技術者の現場代理人への配置※ <small>主任技術者と兼任する場合は評価しない</small>	<u>1.0</u>

地域貢献等簡易型

評価項目 (現行)	評価項目 (見直し後)	評価点 (最大0.5点 変更あり)
若手技術者（40歳未満）の 主任技術者への配置	若手技術者（40歳未満）・ 女性技術者の主任技術者への配置	0.5
	若手技術者（35歳未満）・ 女性技術者の現場代理人への配置※ <small>主任技術者と兼任する場合は評価しない</small>	<u>0.25</u>

- 3) 主任技術者に実績の少ない若手技術者（40歳未満）を配置した場合に加え、女性技術者を配置した場合も、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価する。（全案件対象。）

※現場代理人として実績豊富な技術者を配置し主任技術者の指導に関わっていただくことで、実績の少ない若手・女性への技術伝承をはかるとともに、実績豊富な技術者にも継続して活躍の場を確保する。

2 実施（予定）時期

- 令和6年4月頃（令和5年度契約審議会後の予定）

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置（試行拡大））

【取組番号 75-1】

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、誰もが活躍できる建設業を目指し、従事人口の割合が低い若手・女性技術者の実績を積む機会の確保に向け、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 若手技術者の活躍の確保に向けた総合評価落札方式における取組については、平成27年10月から随時見直しを行いながら実施しており、現在、主任技術者・現場代理人への配置について加点を実施。
 - 一方、女性技術者については現在取組をしていないが、建設業の現場で働く女性技術者の割合は全産業に比べ低く、誰もが活躍できる建設業の実現に向け、改善の余地は大きい。若手技術者に加え、女性技術者の活躍の場の確保が必要。
- 【全産業における女性の割合 45%に対し、建設業技術者における女性の割合は 3%】

2 見直し内容

【見直し（拡大）】

- 1) 主任技術者及び現場代理人への配置の加対象について、若手技術者に加え、女性技術者も評価する。（年間 30 件程度で試行）

（現行）		（見直し後）	
評価項目		評価項目	評価点 (変えない)
若手技術者（40歳未満）の主任技術者への配置	➔	若手技術者（40歳未満）・ <u>女性技術者</u> の主任技術者への配置	0.5
若手技術者（35歳未満）の現場代理人への配置 ※主任技術者と兼任する場合は評価しない		若手技術者（35歳未満）・ <u>女性技術者</u> の現場代理人への配置 ※主任技術者と兼任する場合は評価しない	0.25

- 2) 主任技術者に実績の少ない若手技術者（40歳未満）を配置した場合に加え、女性技術者を配置した場合も、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価する。（全案件対象。）

※現場代理人として実績豊富な技術者を配置し主任技術者の指導に関わっていただくことで、実績の少ない若手・女性への技術伝承をはかるとともに、実績豊富な技術者にも継続して活躍の場を確保する。

3 実施時期

令和6年4月の公告案件から適用

長野県優良技術者表彰制度の見直しについて

長野県優良技術者表彰は、県発注の建設工事及び委託業務においてその成績や取組が優れた技術者を表彰することにより、公共工事の品質向上と担い手の確保・育成を目的として平成 16 年度から実施しているところです。

企業の努力により成績評定点は上昇傾向にあるなど、品質向上については一定の効果がみられる一方で、地域インフラの整備、維持管理等を支えるとともに、災害時に安全・安心の確保を担う「地域の守り手」に対する評価がなされにくいため、近年、建設産業全体の重要課題となっている担い手の確保・育成に対し、より効果的となる制度に見直します。

1 現状

	建設工事（知事表彰）		委託業務（知事表彰）	
制度概要	○ 評価委員会が成績評定点上位の建設工事の中から表彰対象技術者を選定・評価 ○ 審査委員会が評価委員会の総合評価結果に基づき審査		○ 企業が 82 点以上の成績評定を受けた業務の技術者について申請 ○ 評価委員会が「品質向上における取組」等について、書類（1 次）・面接（2 次）で評価 ○ 審査委員会が評価結果に基づき審査	
表彰対象 ^{※1}	一般部門	・主任（監理）技術者	一般部門	・管理（主任）技術者
	若手部門（40歳未満）	・主任（監理）技術者 ・現場代理人	若手部門（40歳未満）	・管理（主任）技術者 ・担当技術者
表彰数	73 名（R4）		23 名（R4）	
インセンティブ	総合評価落札方式での加点 企業：最大 0.25 点（過去 3 年間）、技術者：最大 1.0 点（過去 5 年間）			

※ 1 表彰される技術者が所属する企業も表彰

2 見直し内容（案）

見直し事項		現行	見直し（案）
(1)	選定方法（建設工事）	成績評定点の上位から選定	発注機関の推薦方式
(2)	申請基準（業務委託）	82 点以上の成績評定を受けた業務の技術者	87 点以上の成績評定を受けた業務の技術者
(3)	総合評価落札方式での加点（共通）	基本的に加点（簡易なものを除く）	大規模・難工事（業務）のみ加点

※ 見直し後の表彰見込み数 建設工事：約 120 名、委託業務：約 40 名

3 実施（予定）時期

- （建設工事） 令和 6 年度表彰より適用
新たな選定方法に係る総合評価落札方式での加点の扱いは令和 9 年度より適用
- （委託業務） 令和 6 年度表彰より総合評価落札方式での加点も含めて適用

工事書類の更なる簡素化について ～工事書類の3割を簡素化～

1 経過

- 建設部発注工事における工事書類の作成は、「工事しゅん工書類作成等に係る運用」により、平成 27 年 1 月 1 日以降の入札公告から「工事関係書類一覧表」により書類を定め、平成 28 年 3 月 10 日から正式に運用しているところです。
- 令和 2 年 10 月 1 日以降契約案件については、「地域を支える建設業検討会議」における議論や国土交通省、他都道府県の様態等を踏まえ、受注者の書類作成の省力化・効率化を目的に、書類の簡素化（試行）を実施、令和 3 年 4 月より本格的に施行しました。
（施工計画書記載内容の簡素化、工事記録等の作成、段階確認の写真提出の廃止 等）
- 若手入職者の減少と高齢者の離職による建設産業の従事者減少といった課題を踏まえ、更なる簡素化について検討してきたところです。

2 簡素化の概要

- 法令等で『提出』等を定めていない書類は、監督員等が確認し、検査対象外とする
【簡素化 22 書類（簡素化率 3 割）】
※書類数は「提出」「報告（書面）」「提示」の重複を除く
 ※うち 4 書類は令和 2、3 年度に簡素化済み
- 検査時に**不要な書類を添付した場合は成績評定で評価しない**

従来、発注者として、受注者の法令等遵守・履行状況を確認するために、提出・報告（書面）・提示を求めてきた書類については、今後、監督員等が段階ごと確認（プロセスチェックシート活用）するなどの対応とし、法令等（建設業法、リサイクル法、標準約款等）で定められている書類以外は原則提出・報告（書面）・提示を不要とし、検査書類の対象外とします。あわせて、成績評定での評価などを目的に、検査時に不要な書類を添付した場合は、評価しないこととし、働き方改革に資する書類作成の適正化を図ります。

今後は、法令の動向を注視していくほか、国・県・市町村への提出書類様式が統一され、書類作成者の負担軽減につながる『標準化』、ならびに構築予定の電子納品システムを活用した『電子化』に引き続き取り組みます。

単位：書類数

	受注者作成書類 ^{※1}				(参考) 検査対象
	提出	報告(書面)	提示	書類数 ^{※2,3}	
作成数	52	4	14	67	60
うち簡素化数 ^{※3}	13	1	6	22	13
率 ^{※4}	25%	25%	42.9%	32.8%	21.7%

※1 発注者作成書類を含めると 75 書類

※2 「提出」「報告（書面）」「提示」の重複を除く

※3 令和 2 年度、令和 3 年度に簡素化した 4 書類（提出）を含む

※4 「提出」「報告（書面）」「提示」すべての作業計（70）に対する簡素化計（20）の率：28.9%

3 実施時期

令和 6 年度公告案件より適用 ただし令和 6 年度以降契約した案件も受発注者協議により適用可

(参考) 令和6年度簡素化書類(22書類)一覧表

	書類名	簡素化の概要
1	法定外の労災保険の付保	【作成を不要とする】 ・ 監督員等が現場等で関係書類を確認
2	コリンズ(工事实績)登録 及び「登録内容確認書」	【提出を不要とする】 ・ 監督員等が「コリンズ登録内容確認システム」により確認
3	電子納品着手時、 検査・納品前協議チェックシート	【検査時の確認を不要とする】
4	下請負人一覧表	【作成を不要とする】 ・ 監督員等が現場備付の施工体制台帳・作業員名簿で確認
5	告知書(リサイクル法) ^{※2}	【提出を不要とする】 ・ 下請負人への告知について監督員等の求めに応じて説明
6	再下請通知書 (施工体制台帳添付書類)	【添付提出を不要とする】 ・ 監督員等が現場備え付けの再下請通知書、契約書等で確認
7	下請契約書・委託契約書写し (施工体制台帳添付書類)	【添付提出を不要とする】 ・ 監督員等が現場備え付けの再下請通知書、契約書等で確認
8	施工体制台帳作成建設工事の 下請負人に対する通知の写し (施工体制台帳添付書類)	【添付提出を不要とする】 ・ 監督員等が通知書の掲示を確認
9	下請負人の退職金制度 加入状況一覧表	【提示を不要とする】 ・ 中小企業退職金共済制度等、建設業退職金共済制度に 加入しない者がいる場合、監督員が加入状況を確認
10	建設業退職金共済制度 証紙受払簿	【作成を不要とする】 ・ 監督員等が貼付状況等を確認
11	経緯表 ^{※2}	【作成を不要とする】
12	工事記録 ^{※1}	【作成を不要とする】 ・ 作成したほうが効率であると判断される場合は作成できる
13	監督日誌	【提出を不要とする】
14	立合依頼	【作成を不要とする】 ・ 週間工程表、口頭、メール等連絡による
15	現場休業届	【作成を不要とする】 ・ 週間工程表、口頭、メール等連絡による
16	過積載防止対策	【提出を不要とする】 ・ 点検実施状況を監督員等が現場にて確認
17	実施工程表	【提示を不要とする】
18	県外産資材使用報告書	【検査時の確認を不要とする】
19	県産土木用材産地証明書	【検査時の確認を不要とする】
20	下請契約における 県外企業採用報告書 ^{※1}	【作成を不要とする】 ・ 監督員等が現場備付の施工体制台帳等で確認
21	再生資源利用実施書	【報告を不要とする】 ・ 監督員等が作成状況を確認
22	再生資源利用促進実施書	【報告を不要とする】 ・ 監督員等が作成状況を確認

※1: 令和2年10月簡素化

※2: 令和3年4月簡素化

ICT活用工事^{※1}の実施方針

令和5年10月

建設部

1 対象工事

- ・長野県建設部が入札公告するすべての工事^{※2}を対象とする。ただし、災害復旧工事については、災害査定で認められた場合の他、別途河川課と協議すること。
- ・現場の生産性向上に効果がある場合^{※3}、ICT技術の一部実施^{※4}を可能とし、ICT活用工事の実績とする。
- ・対象工種は下記のとおり。

- (1) ICT土工
- (2) ICT舗装工
- (3) ICT作業土工（床堀）
- (4) ICT付帯構造物設置工
- (5) ICT法面工（吹付工）
- (6) ICT地盤改良工（浅層・中層混合処理）
- (7) ICT地盤改良工（深層混合処理）
- (8) ICT法面工（吹付法砕工）
- (9) ICT舗装工（修繕工）
- (10) ICT土工（1000 m³未満）
- (11) ICT土工（小規模土工）
- (12) ICT構造物工（基礎工）
- (13) ICT構造物工（擁壁工）
- (14) ICT構造物工（橋脚・橋台）
- (15) ICT構造物工（橋梁上部）

R1.10.1 から

R2.10.1 から

R4.10.1 から

R5.10.1 から

2 発注方式

- (1) 施工者希望型^{※5}を基本とする。大規模工事等でICTを活用することが明らかに有利と考えられる工事については、発注者指定型^{※6}を選択することができる。
- (2) 発注者は、入札公告時の公告文、現場説明事項・施工条件明示事項においてICT活用工事の活用対象とすることを明示する
明示方法は、【別添】のとおりとする。

3 増加費用の計上

(1) 施工者希望型

当初積算では従来の歩掛で積算し、ICT活用工事として実施する場合、その項目を設計変更の対象とし、「国土交通省土木工事標準積算基準書^{*7}」によるほか、国土交通省が定める「ICT活用工事積算要領（土工）他」に基づき必要経費を計上する。

(2) 発注者指定型

ICT活用工事の実施を必須とし、必要な経費を当初設計から計上する。

4 技術基準関係

国土交通省の要領並びに基準を準用する。（国土交通省ホームページにて最新情報を確認）

国土交通省 実施要領等保存ページ

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

5 施工管理基準

[長野県土木工事施工管理基準（令和5年10月1日改定版）](#)による

6 工事成績での加点

ICT活用工事を実施した場合は工事成績での加点評価を行う（H31.4.1改定）。

7 履行実績証明書

発注者は、施工者がICT活用工事を実施した場合、工事成績評定通知書又は履行実績証明書（別紙）^{*8}によりICT活用工事の実施^{*11}を証明するものとする。

8 適用時期

[令和5年10月1日以降に起工起案する工事から適用する。](#)

※1 ICT活用工事

ICT活用工事は、以下に示す①～⑤全て又は一部の施工プロセスにおいてICTを活用する工事である。なお、前年度工事などで作成した3次元設計データがある場合は、「②3次元設計データ作成」を省略できる。ただし、①3次元起工測量のみ実施の場合は、ICT活用工事の実績としては認めない。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工
④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール^{※9}技術、3次元マシンガイダンス^{※10}技術を用いた建設機械である。

※2 入札公告時にICT活用工事の設定がなくても、協議のうえ実施可能とする。

※3 「現場の生産性向上に効果がある場合」とは、下記のいずれにも該当する場合をいう。

- (1) 安全性の向上、作業期間や人員の削減に明らかに効果があるもの
(2) 国や県が定める仕様書、施工管理基準等に基づき実施し、納品されるもの
上記(1)(2)については、施工計画書提出時に監督員と協議するものとする。

※4 一部実施の例 部分的な段階を活用

- (1) ICT建設機械による施工を不要とする場合
・急峻で落石等の恐れのある自然斜面での施工など、ICT建設機械での施工が困難な工事
・河床掘削等で、法面整形が不要な工事
→※1の施工プロセスの各段階①～⑤のうち、③ICT建設機械による施工を通常建機による施工でも可とする。
- (2) 3次元出来型管理等の施工管理を不要とする場合
・土工と他の工種（アンカー工など）が複合し、段階的な出来形管理が必要となり、3次元出来形測定が複数回必要となるなど、面管理が非効率な工事
→※1の施工プロセスの各段階①～⑤のうち、④3次元出来型管理等の施工管理を、通常管理とすることができる。
- (3) ICT建設機械による施工のみを実施する工事
・盛土の締め固め管理を行う工事
→③ICT建設機械による施工のみで可。

※5 施工者希望型

発注時は従来の積算で行い、契約後、受注者からの希望があり、協議が整った場合ICT活用工事とする。

※6 発注者指定型

ICT活用工事の実施を基本要件とし、必要経費を当初設計で計上する。

※7 国土交通省の積算基準に改訂があった場合、部分改定を行う場合がある。積算要領も同様

※8 履行実績証明書（別紙）は、工事成績評価を行わない案件に適用

※9 3次元マシンコントロール

ICT建設機械の施工において、バックホウのバケットやブルドーザの排土板、モータグレーダのブレードなどの位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用3次元データ設計との差

分に基づき制御データを作成し、排土板などを自動制御する技術。略称は「MC」

※10 3次元マシンガイダンス

ICT建設機械の施工において、バックホウのバケットやブルドーザの排土板などの位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用3次元データ設計との差分を運転席のモニターに表示させ、バケットなどの操作を誘導する技術。略称は「MG」

※11 ICT活用工事の実績には、施工承諾により施工した工事も含む。

長野県建設部の発注する土木関連業務・工事における BIM/CIM 適用に関する実施方針

部分が長野県独自

1. BIM/CIM 適用の目的

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。受発注者の生産性向上を目的に、**長野県建設部の発注する土木関連業務・工事**に BIM/CIM を適用し、取り組むものとする。

2. BIM/CIM 適用の対象範囲

以下に示す業務・工事に該当するものを対象とする。

- ・ 測量業務共通仕様書に基づき実施する測量業務
- ・ 地質・土質調査業務共通仕様書に基づき実施する地質・土質調査業務
- ・ 土木設計業務等共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- ・ 土木工事共通仕様書に基づき実施する土木工事

ただし、小規模なもの及び災害復旧工事等の緊急性を要する業務・工事を除く。
なお、これによらず対象以外の業務・工事においても積極的な導入を推進する。

3. 3次元モデルの活用

業務・工事ごとに発注者が3次元モデルの活用内容を明確にしたうえで、受注者が3次元モデルを作成し、受発注者で活用するものとする。実施にあたっては、受発注者間で活用内容及び3次元モデルの詳細な作成内容(作成範囲・詳細度・属性情報等)を協議する。活用内容については、【別紙1】「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に選定する。3次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす**必要十分な程度の範囲・精度で作成**するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

義務項目については、**大規模事業や条件・形状が特殊な構造物の詳細設計(実施設計含む)及び工事での活用を基本とし、測量・調査等の準備段階においては、設計での活用を見据えてデータ取得、成果作成を行う。**ただし、工事における義務項目は設計等の前段階で3次元モデルを作成していることを前提としたものであり、前段階で3次元モデルを作成していない場合は活用しなくてもよい。

推奨項目については、業務・工事の特性に応じて活用する。特に、大規模な業務・工事及び条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。

なお、**設計図書は2次元図面とし、3次元モデルは参考資料**として貸与するものとする。

4. 3次元モデル作成に必要な経費

3次元モデルを活用した業務・工事においては、3次元モデルの作成、ソフトウェアの調達等の活用内容の実施に必要な経費を受注者からの見積により計上する。

なお、実施内容及び費用については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該業務・工事において発注者が必要と認めるものに限り、費用計上の対象とする。

5. DS (Data-Sharing) の実施 (発注者によるデータ共有)

業務・工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書作成の基となった情報を説明し、受注者が希望する参考資料(電子データを含む)を貸与する。説明に使用する資料は、【別紙2】の記載例を参考に作成するものとする。

6. 信州BIM/CIM推進協議会への協力

長野県建設部においては、信州BIM/CIM推進協議会(令和元年～)を設立し、県内建設業全体でBIM/CIMの推進を図っている。長野県建設部発注の業務・工事においてBIM/CIMを実施した時は、受発注者共に信州BIM/CIM推進協議会の取組・活動に協力すること。

BIM/CIMを実施した業務・工事においては、各種要領・仕様等に定められる成果のほかに「【様式1】取組説明資料(パワーポイントA4)」を作成し、下記宛に作成データを提出すること。

- ・ 発注者
- ・ 長野県建設部建設政策課技術管理室基準指導班
- ・ 信州BIM/CIM推進協議会(※各所属団体の協議会員等を通じて協議会に共有)

提出された取組説明資料は、協議会を通じて建設業界全体における事例共有に用いられるため、留意のこと。

また、各業務・工事において複数の取組を実施した場合は、その実施数に応じて、取組説明資料を作成し提出のこと(自社努力で取り組んだものを含む)。

7. 適用時期

令和5年10月1日以降に起工起案する業務・工事から適用する。

ただし、既に契約済みの業務・工事においても、受発注者協議により適用できるものとする。

8. その他

運用にあたり参照すべき実施要領については、下記のとおり。

- ・ BIM/CIM適用業務実施要領【別紙3】
- ・ BIM/CIM適用工事実施要領【別紙4】
- ・ BIM/CIM(統合モデル)管理支援業務実施要領【別紙5】

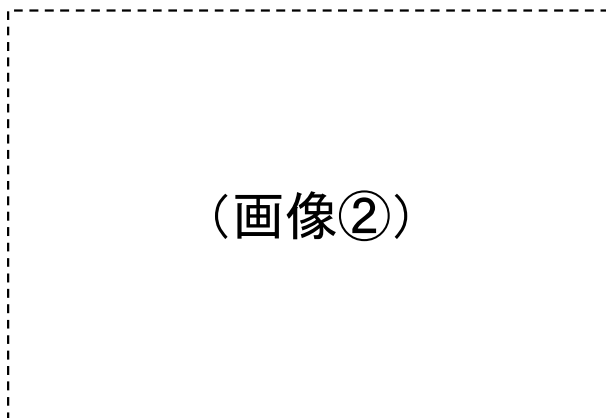
〇〇〇への活用【道路・河川・砂防・橋梁・トンネル・ダム】(※選択)

- 〇〇〇・・・。
- 〇〇〇・・・。

●(画像説明)



●(画像説明)



●(画像説明)



●(画像説明)



※留意事項

- レイアウト変更や説明文等の追加OK。
- 動画の埋め込みは不可。
- 国土交通省の「義務項目・推奨項目 事例集」を参考に作成。
- 提出データはパワーポイントとすること(PDF不可)。

事業名	令和〇年度〇〇業務・工事 (一)〇〇 〇〇市 〇〇(1)
発注者	〇〇建設事務所
受注者	(株)〇〇
工種	(道路・河川・砂防・橋梁・トンネル・ダム)
使用ソフトウェア	〇〇〇〇
モデル詳細度	(100・200・300・400)
実施区別	(義務項目・推奨項目)
実施段階	(調査・測量・設計・施工・維持管理)
実施期間	令和〇年〇月～〇年〇月